

第 4 4 号議案

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）9月6日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

区立小学校の再編に伴い通学区域を定める必要がある。

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校通学区域に関する規則（昭和31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の表上高田小学校の項及び新井小学校の項を削り、同表に次のように加える。

令和小学校	上高田二丁目	1番（旧水路の北側）、2番、3番（旧水路の北側）、4番から39番まで、40番（旧水路の北側）、41番から58番まで
	上高田三丁目	3番から41番まで
	上高田四丁目	30番、31番、37番から48番まで
	上高田五丁目	全域
	新井一丁目	2番（18号から24号まで、25号（私道の北側））、4番から43番まで
	新井三丁目	1番から8番まで
	新井四丁目	全域
	新井五丁目	全域
	沼袋一丁目	1番から14番まで
	松が丘一丁目	1番から31番まで
松が丘二丁目	1番から9番まで	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。